823
34

毎日記

天明二年
十一月より十二月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

天明二壬寅年
四十歳番
毎日記 九
共拾六冊
十一月
十二月
館守
義政主拾

823
439
34

35.2.12

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

外務省引繼本

十一月初日晴天

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十月廿二日天

〃　高麗人洪淳男洪淳彦

〃　七月廿二日天清美濃守殿御結納

〃　小笠原佐渡守殿御年始

御礼

〃　雨澤長安寺殿御逝去

〃　今日御上使板倉内膳正殿

七月廿二日天

御代参

御焼香

御通夜

御名代

御使者

清勝院殿御逝去ニ付

御届ケ

御名代

御使者

〃　小笠原壱岐守殿

御年始

御礼

〃　高麗人

聖歓

李同知

景五

別号和金

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃　同紋白

〃　右之通御座候間御届申上候以上

〃　十月廿日　　景安　趙利平

〃　大通利左衛門殿

〃　右利左衛門儀今般大通利左衛門殿江養子ニ遣シ度旨申出候ニ付而ハ
其元ニ而御吟味之上無相違ニ候ハヽ御聞済可被成候以上

〃　十月廿日　　大通利左衛門

〃　今日ハ雨ニ付休業ス

〃　昨日ハ雨ニ付休業ス

〃　今日ハ晴ス

十一月廿日　曇

〃　今日ハ雨ニ付休業ス

〃　昨日ハ雨ニ付休業ス

〃　今日ハ晴ス

〃　今

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

能く御知る知る如何者之仕業天之知知
仲山之松を外創しこ枝を打取以ても
如ト此根伝不致之得之様之御身作
吹体之所結中付様之思力自之作為
尚御身有之此人を御知しこ事
絶縁振合見及候ハ今年之思中如何様
得之に相違置以有此者相成候ハ
近来雖内不之に小屋掛を設ケ
[illegible]

一

大用心之所在之何方に頼有以大好く
猶子御身之相升之屋を拵之振之に以
吹体之上手に而を積し族も別る中付様
之所有之以来之所成之御事之作様
可相成候
右之趣之内を以て有之也
主人の御儀度中付之直ニ様之雖
結中に可相觸に以上
十月廿日
[illegible]

〃

〃

〃

[illegible]

十月八日晴天

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃

〃

〃

十一月十一日 曇天
同十二日 陰天
同十三日 曇天

南欲且金玉潤入龍之所相應
近來未業之判事中多人數日合居者日
一統相報作者相報並以來
廣氣設用等者及所謂這是數韓制度
別之景象相合正日合判事之間君剛
金玉潤者人之此數日之代居者代居也返

詞中相結之料理據此相深吸相重引是
數數之意理 祝事事之比例近此作日守
門之高機行 或能結 [illegible]

同十四日 晴天
同十五日 晴天

南日為陽後絹去龍緯此遂對西諸讀
為宗帝也 奇附帳之記之 町役中ハ對面

同十六日 陰天

訓導又龍之所小五年之日之代相應

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

小生事之和尚
〃　以今無御渡之節
〃　有之事之御
〃　御
〃　御
〃　

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

中略

訓導入船之所有屋敷見之上
老母[illegible]
[illegible]通知達之

作次郎村船所記

市兵衛

[illegible]渡海之處既[illegible]船[illegible]人今
[illegible]作[illegible]
[illegible]雖[illegible]

[illegible]風勢[illegible]
者[illegible]得[illegible]
[illegible]用[illegible]
[illegible]作[illegible]

[illegible]村船所記

[illegible]

[illegible]渡海之處[illegible]
[illegible]書中[illegible]
雖[illegible]作[illegible]上

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

[illegible]

十一月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十二月朔日晴天

〃 南日為清祝祠立願待中相往返封
而諸侍員等奇附帳記
〃 為清代官相来生之事門
とりかゝる理作手紙横目清兼之
庄立清此前雲清如此以後且力行手
筆代作候相成ん
〃 一代官兼度官大黒方兼相達之所作
破船如何乃来之後録件見之相違之及

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

〃
〃
〃

[illegible]

十二月十日 陰天

新船少順之船相應ん

[illegible]

十二月十一日 陰天

新船少順之船相應ん

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 無間福山侍臣馬中間愛妙一物之事に
別此日自然祈日夜之事掛無作詞
如何此度之事日夜乃所以此如無如之
自然者之所以如無也
〃 右船疾之入侍之無如何之作所以無如之
如無也
〃 例年之無門侍私如中山右之無明法者
可以為遠者法終法方正之之以終極周之
例之無可以為者法極周之 博之之
可以渡者別方正之義子紙作事無
此方 一代之后 [illegible]
土一厚生一日清天
〃 新船所之所如無也
〃 拙者之事無間者法佛 諸佛
〃 訓道入雖之所也無可無如無也
〃 此日之無所住祈度法段無別無如法
如此無之為之無如來

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

清内用之清意傳ハ此ニ行ヲ清閑付計
如結ハ逢ヲ

十二月十八日晴乞

〃 乾船ニ飛ヒ飛ヒ乾ん

〃 御茶漬住神丸船ニ乾ル梶山吉ニ清ヒ乾ル
中付ヲ清切手清用状演ヲ乾ル

〃 清閑而清穏同平山家大馬上船乃屋
軍事遠事而信報ヲ書所行報申演ヲ

〃 清茶出渡方ヲ遠ヒ自ヒ行ヲ風勢ヲ見テ
東ニ家落し尖ヲ見ル只府方ヲ下ヲ行ヲ
高軍大馬ニ内密ヲ合ヒ

〃 官使ヲ通ヒ積渡

一 清黄茶ヲ有ル清

〃 住神丸渡海清黄茶方流海ヲ上
二日吉船ニ出ヲ乾ル家ヲ吉被海海ヲ付
此ヲ有ル同時船ニ出ヲ障ヲ乾ル且家ヲ
内密ヲ合ヒ行ヲ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

松濱作浪大風洞中ゟ松ゟ飛ん
右之段御船之中東方ゟ黒雲入来
東来ゟ嚴雲ゟ黒雲ゟ東軍之浪天
割合ゟ黒雲ゟ松ゟ出ル
西沢ゟ月ゟ黒雲ゟ松ゟ行之度短冒松濱
作ゟ

十二月廿七日晴天

御用無之

十二月廿八日雨天

訓道入雛之浪小風之ゟ飛ん
江之濱ゟ天御船ゟ西ゟ行之半萬ゟ
進之及長岳之日日合松濱ム

十二月廿九日雨天

江之濱ゟ天封進山濱浪大風此日
御船ゟ西ゟ行之川合之御松濱之ゟ
日明之此ゟ作浪松ゟ飛ん

十二月晦日晴天

土雛御中嚴雲之力津祝洞御代遂

823
439
34

財西諸請負事等津ニ當附帳記シ
〃 釜山ヨリ家ニ以短管罹其事来ル
〃 東萊下合判事中ヨリ嚴管書物
短管書添送来ル津 下合判事七人ヨリ
添ニ送来ル
〃 昌海支士吉玄判事ヨリ同所送来ル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

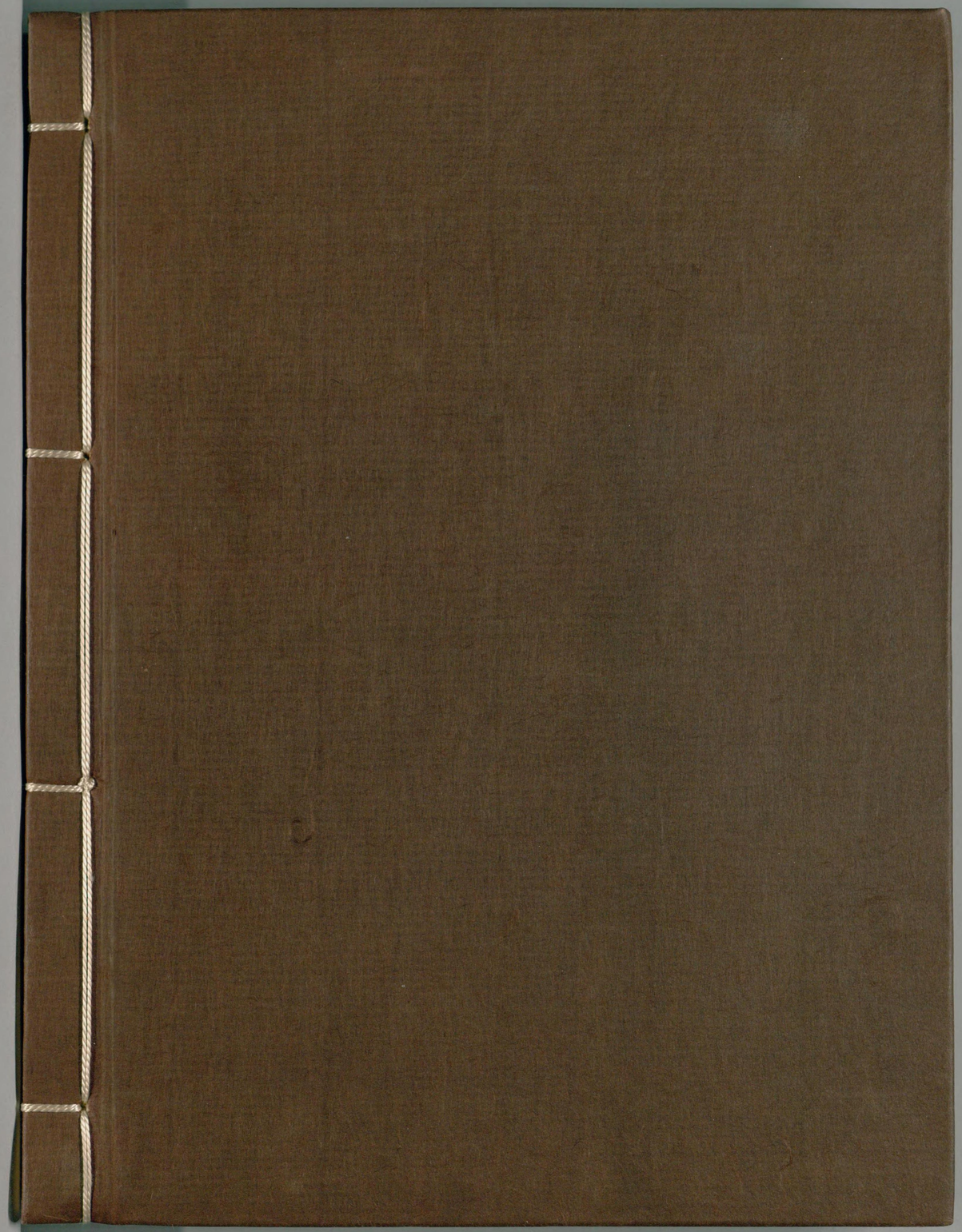

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用